

電気工事及び機械器具設置工事入札に係る最低制限価格ラインの引上げについてのお知らせ

電気工事及び機械器具設置工事入札に係る最低制限価格ラインを引き上げるため、平成26年4月1日以降発注分から、次のとおり最低制限価格の算出式を変更します。

なお、算出結果による具体的な最低制限価格については、これまでと同様に入札前は非公表扱いとします。

また、併せて、本年4月からの消費税増税に伴い、土木工事及び建築設備工事の最低制限価格の算定に用いる割合の表記も改正します。

【変更点】

- (1) 電気工事及び機械器具設置工事について、現場管理費の割合に4 / 10を上乗せ。
- (2) 最低制限価格の算定に用いる消費税の割合の表記について、1 . 0 8に変更。

【電気工事及び機械器具設置工事の算出式】

最低制限価格の算出式	下線部が変更箇所
改正前	
(直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 × 4 / 1 0 + 一般管理費 × 3 / 1 0) × 1 . 0 5	
改正後	
(直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 × <u>8 / 1 0</u> + 一般管理費 × 3 / 1 0) × <u>1 . 0 8</u>	